

まん延防止等重点措置における措置内容

(1) 飲食店への営業時間短縮等【法31条の6第1項】

(2) 施設の使用制限等【法31条の6第1項】

- ◎入場する者の整理、入場者に対するマスクの着用の周知、利用者の適切な距離の確保等を実施すること

(3) イベントの開催制限【法24条第9項】

- ◎参加者が5,000人を超えるイベント
 - 感染防止安全計画等
- ◎参加者が1,000人を超えるイベント
 - 開催予定報告書

(4) 外出・移動

- ◎不要不急の外出を自粛すること【法24条第9項】
- ◎不要不急の都道府県間の移動は、極力自粛すること(対象者全員検査を受けた者は除く。)【法24条第9項】
- ◎営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと【法31条の6第1項】